

議案第 4 2 号

岩倉市税条例の一部改正について

岩倉市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 8 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市税条例の一部を改正する条例

岩倉市税条例（昭和４６年岩倉市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の５第２項中「法附則第５条の８第６項」を「第５条の８第６項」に改める。

附則第７条の６第１項第１号中「及び特別税額控除前」を「、特別税額控除前」に、「の合算額」を「及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額」に、「及び普通徴収」を「、普通徴収」に改め、同項第４号中「及び普通徴収」を「、普通徴収」に、「の合算額」を「及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額」に改める。

附則第７条の７第１項第１号中「の合算額（」を「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（」に、「）及び」を「）並びに」に改め、同条第３項第２号中「において徴収すべき」を「における」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市税条例の規定は、令和６年４月１日から適用する。